

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

いわて平泉農業協同組合 （本所住所）岩手県一関市竹山町7番1号

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

（方針）

- ① 農業協同組合の協同・相互扶助の精神で福祉活動を展開し、地域社会に貢献してまいります。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- ③ 市町村、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

3. ご利用事業所

居宅介護 支援	介護保険事業所番号	0370901472号
	事業所名	JAいわて平泉居宅介護支援センターもちっこ
	住 所	岩手県一関市真柴字原下4番1
	管理者名	阿部 英里子
	居宅介護支援専門員	阿部英里子・鈴木はつ子・小野寺瞳
	連絡電話番号	0191-31-1538
	サービス提供地域	一関市・平泉町

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者・介護支援専門員	主任介護支援専門員 社会福祉主事 介護福祉士	名		居宅支援業務	名
介護支援専門員	介護支援専門員 社会福祉主事 介護福祉士	名		居宅支援業務	名
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	名		居宅支援業務	名

5. 営業日・営業時間

①月曜日から金曜日までとする。

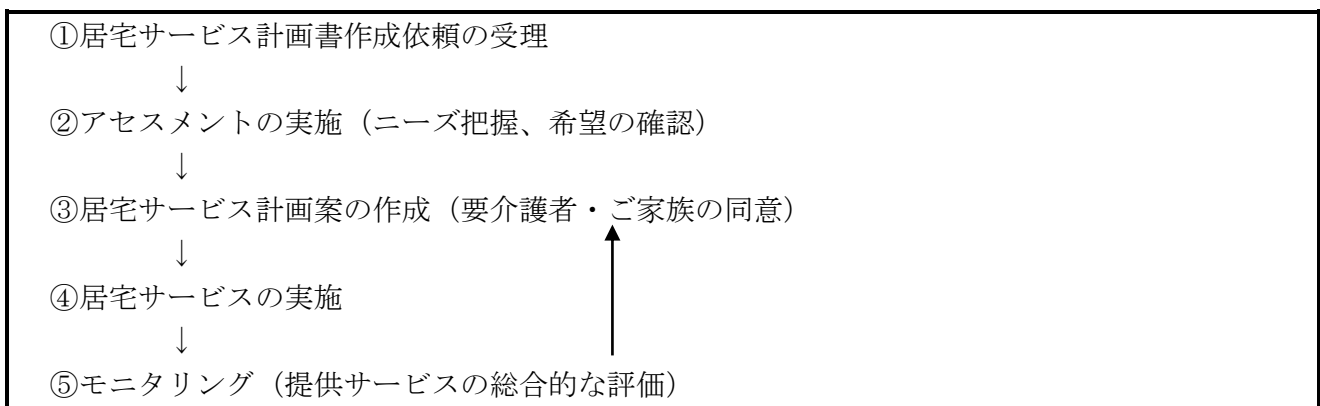
但し、12月31日から1月3日までは除く。

②営業時間

午前8時30分から午後5時までとする。

但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



7・居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- ① 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅事業者等の選定理由について説明を求める事が出来ます。必要であれば遠慮なくお申し出ください。
- ② 居宅支援提供に先立って、介護保険被保険者証及び介護負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間、負担割合）を確認させていただきます。住所、介護度、負担割合等変更があった場合には速やかに当事業所にお知らせください。
- ③ 利用者が認定を受けていない場合には利用者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定更新の申請が遅くとも有効期間終了30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8. サービス利用料金等

（1）利用料金等

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
- ② ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。
その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に提出いただきますと、全額払戻を受けることができます。
- ③ ケアマネジメントの公正中立を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

9・秘密保持

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を文章により得るものとします。

10・衛生管理

感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 1・虐待防止に関する事項

- 1、事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。また、指針の整備や担当者を定め、研修を定期的実施します。
- 2、事業者は、サービス提供中に、従業者又は利用者家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町及び関係機関に通報します。

1 2. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 3・業務継続計画の策定

- 1、事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4・業務継続計画の策定

事業者は、その事業の運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

1 5 ハラスメントの防止対策

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

1 6・身分証携帯義務

介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

1 7・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援相談窓口	阿部 英里子	0191-31-1538
解決責任者	センター長 佐々木 広 幸	0191-31-1538
第三者委員	JA いわて平泉 コンプライアンス委員会	0191-23-3006
一関地区広域行政組合	介護保険課	0191-31-3223
岩手県国民健康保険団体連合会	保険介護課	019-604-6700

18. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、ご家族、一関市社会福祉課等に連絡をいたします。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名	
	連絡先	TEL
ご家族	氏名	
	連絡先	TEL
一関市長寿社会課	連絡先	0191-21-8370

賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います

契約締結日 令和 年 月 日 契約開始日 令和 年 月 日

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

説明者 所属事業所 JA いわて平泉居宅介護支援センターもちっこ

氏 名 _____ 印

居宅介護支援サービス内容説明書

1. 居宅介護支援サービスの内容

- (1) ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。
- (2) 作成した居宅サービス計画は、ご利用者又はご家族に説明し、同意を得た上で提供します。
- (3) 基本的に毎月1回はご利用者宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行います。
- (4) 居宅サービス計画の変更を希望される場合は、速やかに対応し、サービス提供事業者等への連絡調整等を行います。
- (5) 必要に応じ、サービス提供事業者との担当者会議を開催し、居宅サービス計画の作成、見直しを行い表す。
- (6) 要介護認定時や更新の際も、再度ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、適切な居宅サービス計画の検討・作成を行います。
- (7) 介護保険にかかる給付管理に関する業務を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- (8) 居宅介護支援サービスに関する苦情、居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情について、いつでも対応いたします。

2. 担当の介護支援専門員

担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。担当者が変更になる場合は、その氏名を別途ご連絡します。

居宅介護支援専門員		連絡先	0191－ 31－1538
-----------	--	-----	---------------